

習志野市立菊田第二保育所移管先法人募集要項

【目次】

1. 趣旨		P1
2. 私立化対象施設の概要		P1
3. 応募資格		P1
4. 貸付予定市所有地		P2~3
5. 市所有地貸付条件等		P3~4
6. 施設整備に関する条件		P4~5
7. 移管条件等		P5~10
8. 保育士等の採用		P11
9. 運営委託経費等		P11
10. 応募手続き		P11~12
11. 選考方法		P13
12. スケジュール		P14
13. その他留意事項		P14~15
14. 担当・問合せ		P16

・別紙1 参加意思表明書

・別紙2 質問書

・別紙3 応募書類一覧

・様式1~7

・資料1 習志野市立菊田第二保育所の概要

・資料2 敷地概要図

・資料3 習志野市民間認可保育所設置及び運営に関する基準

・資料4 習志野市民間認可保育所等施設整備費等補助金交付要綱

・資料5 習志野市就学前保育一元カリキュラム

・資料6 習志野市民間認可保育所運営費補助金交付要綱

・資料7 習志野市延長保育等事業費補助金交付要綱

・資料8 習志野市保育士処遇改善事業費補助金交付要綱

・資料9 習志野市保育士宿舍借り上げ支援事業費補助金交付要綱

令和3年 6月

習志野市こども部こども政策課

1. 趣旨

- 習志野市では、多様な保育ニーズに対応するために、既存市立幼稚園・保育所を私立化し、公立・私立が互いの役割を分担しながら連携を図り、市全体の保育の質の向上とサービスの拡大を図ることを目的として、「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」（以下、「再編計画」という）を令和2年3月に策定した。
- 再編計画に基づき、令和6年4月より、市立菊田第二保育所を、保育所の近隣の市所有地に民間事業者が新設する認可保育所へ移転する手法により、私立化を行うことから、その設置運営法人（以下、「移管先法人」という）を本要項により募集する。
- 応募にあたっては、本要項及び習志野市立保育所私立化ガイドラインに記載した諸条件のほか、習志野市及び千葉県の条例、基準や、国の関係法令、通知等を遵守すること。

2. 私立化対象施設の概要

名称	現行所在地	現行定員
習志野市立菊田第二保育所	習志野市津田沼3丁目11番10号	57人

- その他は、「習志野市立菊田第二保育所の概要（資料1）」を参照

3. 応募資格

- 応募できる事業者は、次の全てに該当する者とする。
- (1) 社会福祉法人又は学校法人で、認可保育所として千葉県知事の認可が得られる者であること。
 - (2) 新たに保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信用を有していること。
 - (3) 児童福祉法第35条第5項第4号に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。
 - (4) 所管行政庁が実施した直近の法人及び施設指導監査において、指摘事項がないこと、若しくは、指摘事項に対し適切な対応がされていること。
 - (5) 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (6) 破産法に規定する破産手続開始の申立てを行っていない、または破産手続開始決定を受けていない者であること。
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる法人でないこと。また、役員等が、同法第2条第6号に掲げる暴力団員または習志野市暴力団排除条例第2条第3号に掲げる暴力団員等でないこと。

4. 貸付予定市所有地

(1) 土地の表示

習志野市津田沼 3 丁目 435 番 11、同番 12 及び同番 13

(2) 敷地面積・現況

合計 約 5,722 m² (下水道管理用地約 585 m²含む)・

旧学校給食センター(必要面積については、応募法人からの提案を様式 5 施設整備計画書に記載し、市と協議のうえ決定する。)

(現況で建物はあがあるが、令和 4 年 8 月までに解体を予定)

- ・ 面積は測量が終了していないため、登記簿上の面積
※「敷地概要図(資料 2)参照
- ・ 今後、測量の完了後に面積が確定
- ・ 下水道管理用地には、下水道施設が埋設されており構築物が設置できないため、園庭や駐車場等の利用に限定すること。

(3) 用途地域等

用途地域:準工業地域

-建ぺい率: 60%

-容 積 率: 200%

(4) その他

① 上水道

敷地北東側道路から接続可能である。

② 下水道

生放流(合流式)である。汚水枳は敷地南側に設置済であるが、移設等変更を行う場合、また雨水抑制については企業局下水道課と協議を行うこと。

下水道管理用地の占用手続きについては企業局下水道課と協議を行うこと。

③ 市営ガス

敷地北東側から接続可能である。

④ 既存建物の解体

現在、敷地内に既存建物(2 階建て調理施設)が建っているが、令和 4 年 8 月末までに解体(既存の杭は残す)を完了する予定である。なお園舎建設工事の着手は、最短で令和 5 年 4 月頃より可能となる見込みである。

⑤ 接道及び道路拡幅整備について

現敷地の一部を利用して、北側及び西側の市道の歩道整備に伴う道路拡幅整備の予定があるため、道路課・街路整備課と協議を行うこと。

保育施設の整備と道路拡幅整備の時期が重なるため、工事間の調整を行うこと。
現敷地への出入口は、北側に整備すること。

⑥ 開発行為等に該当する場合の対応

施設整備にあたり、習志野市開発事業指導要綱の適用を受ける場合は、関係各課及び関係機関と協議を行い、開発事業施設整備基準に適合するよう計画すること。

⑦ その他敷地内の障害物等の取扱

施設整備にあたり、支障となる障害物等の撤去等については、原則、事業者負担とする。

5. 市所有地貸付条件等

(1) 契約形態

- 借地借家法第 23 条第 1 項に規定する事業用定期借地権設定契約とする。契約にあたっては、公正証書により契約書を作成し、その作成等に要する費用は事業者の負担とする。

(2) 貸付契約期間

- 運営開始の日から 30 年とする。
ただし、建設工事等の運営開始前に要する期間は、市と別途、協議の上で対応を決定するものとする。

(3) 貸付料

- 公租公課（固定資産税、都市計画税）相当額とし、3 年ごとの固定資産評価額の見直しに併せ改定を行う。

《参考：年額貸付料試算》

以下の試算額は、令和 3 年度時点の価格に基づく試算であり、
貸付開始年度には評価額の見直し等により変更となる場合がある。

○年額貸付料試算：約 4,800,000 円（5,000 m²の場合）

（貸付料は、貸付面積により算出する。年額約 965 円／m²）

(4) 用途の指定

- 当該市所有地は、認可保育所用地として使用し、他の目的に使用しない。また、第三者に転貸をしてはならない。

(5) 施設整備

- 現況での貸付とし、当該市所有地で認可保育所を運営するために必要な施設、設備等は、原則、事業者の負担で整備すること。なお、施設整備には後述の補助制度がある。

(6) 維持管理

- 用地、施設、設備等の維持管理は、事業者による善良な注意を持って適切に維持・管理することとし、維持・管理に係る費用は、事業者が負担すること。

(7) 補助避難所の指定

- 当該施設については、習志野市地域防災計画における補助避難所として、指定する予定であるため、地震等の大規模災害が発生した場合で、小中学校等の第一避難所で収容が困難なとき、または被害状況等に応じて必要と認められるときは、地域住民等の避難所として開放すること。

(8) 土地の返還

- 貸付期間満了のとき、事業者側の理由により貸付契約を解除するとき、本市の承認なく指定用途以外に利用したとき、第三者に転貸したとき等は、直ちに事業者の負担により施設、設備等の撤去等を行い、当該市所有地を原状に回復させ、返還すること。

ただし、貸付期間満了時点において、引続き当該市所有地で認可保育所を運営することが必要と認められ、両者協議のうえ、再度、貸付契約を締結する場合はこの限りではない。

6. 施設整備に関する条件

(1) 施設整備方法

- 整備する保育所施設は、新設とする。
- 施設の整備にあたっては、国の定める最低基準（以下、「国の基準」という。）、千葉県「設備及び運営に関する基準（以下「千葉県の基準」という。）」及び「習志野市民間認可保育所設置及び運営に関する基準（資料 3 以下「本市の基準」という。）」、その他関係法令等を遵守し、関係機関の指導に従うこと。

なお、施設整備にあたっては、「習志野市民間認可保育所等施設整備費等補助金交付要綱（資料 4）」に基づく補助制度がある。

※ 補助金交付要綱は、今後改正される場合がある。

(2) 施設整備に係る留意点

- ① 近隣住民及び自治会・町内会等に対して円滑な施設の整備、運営に向けた調整を行うこと。
- ② 地球温暖化防止のための省エネルギー、緑化の推進等について積極的に取り組むこと。
- ③ 空調、給湯、厨房等の熱源として、市営ガスを用いるよう努めること。
- ④ 施設整備にあたっては、市内業者を活用するよう努めること。
- ⑤ 地域が活用できる施設整備について努めること。

(3) 定員数（予定）

- 新設する保育所の定員数は次の年齢別定員数を基準とするが、応募法人からの提案を様式 5 施設整備計画書に記載し、市と協議のうえ決定する。

0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
12	30	30	30	30	30	162

(4) 整備及び開設時期

- 令和 5 年度中に施設整備を完了させるとともに、千葉県 の認可を受け、令和 6 年 4 月 1 日に開設すること。

7. 移管条件等

- 移管先法人には国の基準、千葉県の基準や本市の基準等に加え、市立菊田第二保育所の私立化にあたって以下の諸条件を付す。

(1) 保育

- ① 保育所保育指針(厚生労働省告示)等に準拠した保育の実施
- ② 「習志野市就学前保育一元カリキュラム(資料 5)」を参考としつつ、独自性のあ
る保育の実施
- ③ 習志野市が示す定員数での施設整備と弾力的な受入れ
- ④ 障がい児保育の実施(特別な支援を要する子どもの受入れ)
- ⑤ 開所・保育時間及び休所日

開所時間…午前 7 時から午後 7 時

保育時間…午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分の 8 時間

(保育短時間認定)

午前 7 時から午後 6 時の 11 時間

(保育標準時間認定)

休 所 日…日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、

1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日までの
日を原則とする。

(2) 給食

- ① 完全給食の実施(月曜日から土曜日の間すべて実施すること。)

提供する給食は、当該保育所内で調理されたものとし、国の示す「日本人の食事
摂取基準」を満たす給食内容とすること。

- ② アレルギー対応食の提供

- ③ おやつを提供

開所日の全ての児童におやつを提供すること。

午後のおやつは手作りおやつを中心に乳幼児に応じたものを提供すること。

(乳児…午前、午後各 1 回、幼児…午後 1 回)

(3) 保育士等の配置基準等

① 職員数

入所児童数に応じて市立保育所の配置基準に基づく以下の保育士等を確保すること。

《現行市立保育所配置基準》

- ア 0歳児 3:1、1歳児 5:1、2歳児 6:1、3歳児 15:1、
4歳児 30:1、5歳児 30:1 の基準に基づく保育士の配置をすること。
- イ 延長保育については、0歳児 3:1、1・2歳児 5:1、
3歳以上児 25:1 の基準に基づき保育従事者を配置し、
最低2人の有資格者を配置すること。
- ウ クラス担任の他に、職員の休暇等の対応のため予備保育士を3人以上
配置すること。
- エ 看護師を配置すること。
- オ 栄養士及び調理員（児童100人以下の場合は2人、101人以上の場合
は50人毎に1人を加えた数とする。）を配置すること。

② 経験者の確保

ア 施設長

保育士資格または幼稚園教諭免許を有する専任の施設長を配置すること。
配置する施設長は健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、施設
を適切に運営できる者であって、千葉県の基準及び本市の基準に加え、次
のいずれかに該当する者であること。

- 認可保育所及び認定こども園、または認可保育所に準ずる集団的
保育を実施する保育施設（以下「認可保育所等」という。）で、常勤
職員としての保育経験が5年以上である者。
- 児童福祉事業における経験年数が5年以上である者。（うち認可保
育所等施設長経験 1年以上）なお、児童福祉事業経験年数には、
地方自治体での経験を算入できる。
- 幼稚園での実務経験 5年以上で、管理職（園長・副園長・教頭）経
験がある者。

イ 主任保育士

保育士資格を有する専任の主任保育士を配置すること。

配置する主任保育士は本市の基準に加え、次のいずれかに該当する者であること。

- 主任保育士またはこれに相当すると認められるものとして、認可保育所等の児童福祉施設での経験が３年以上である者。
- 児童福祉施設等で、保育士資格を有する常勤職員としての保育経験が７年以上である者。

ウ 保育士

- ・ 施設の実情に応じて保育士資格を有する十分な保育所等の勤務経験や優れた資質・能力を有するものを確保すること。
- ・ 安定した保育運営と職員育成を図るために、児童福祉施設等での保育経験(※)が５年以上である者をミドルリーダーとして乳児、幼児各１名以上配置すること。
- ・ 保育経験(※)５年以上の保育士を３分の１以上配置するよう努めること。

※保育士の資格を有していれば、幼稚園の経験年数を算入することができる。

(4) 既存保育所の保育等の継承

- ① 既存施設の保育内容を基本として、法人独自の全体的な計画を作成する。
- ② 保護者会の組織及び活動等は、保護者と法人双方の話し合いにより、組織及び活動内容を決定する。

(5) 関係機関及び地域との連携・交流

- ① 関係機関との連携・交流
 - ・ 地域の小学校や幼稚園、保育所、こども園等との連携、交流を図ること。
 - ・ ひまわり発達相談センター、ヘルスステーション、子育て支援課等の子どもの成長発達と保護者を支援する関係機関との連携を図ること。
- ② 地域との連携・交流
 - ・ 地域との連携を図ると共に、園庭開放等の地域の子どもや子育て家庭を支援する事業を実施するなど、地域住民との交流を図ること。
 - ・ 地域の民生委員児童委員、母子保健推進員等との連携を図ること。

(6) 苦情処理体制の整備

- ① 苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置

(7) 特別保育への対応

① 延長保育の実施

- ・ 午後 6 時から午後 7 時までの実施を原則とし、保育ニーズを踏まえ、本市と協議のうえ最大午後 10 時までの延長保育を実施する。

ただし、延長保育料については、午後 7 時までは徴収しないこと。

※ 本市と協議の上、保護者ニーズを踏まえた弾力的な実施を認める。

② 休日保育の実施及び一時預かり保育事業等の実施

- ・ 在所児童の安定した保育の実施を基本としたうえで、本市との協議を経て需要に応じた休日保育、一時預かり保育等の特別保育に積極的に取り組むよう努める。

③ 産休明け保育の実施

- ・ 本市と協議の上、保護者ニーズを踏まえた産休明け保育（生後 57 日目からの保育）の実施を検討すること。なお、産休明け保育については、児童 2 名につき 1 名の保育士の配置を基本とすること。

(8) 開園準備・共同保育と保育の引継ぎ

① 開園準備・共同保育

- ・ 令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月の 12 か月を共同保育期間とし、指定する職種（施設長、主任保育士、保育士、看護師、栄養士、調理員）の職員を、菊田第二保育所に配置し、共同での保育及び必要な協議や計画立案等準備を行う。（計画立案等にあたっては、他の市立保育所等で勤務することもある。）

また、配置する職員数及び期間は概ね次のとおりとするが、施設の状況により市と当該保育所及び法人の協議にて決定する。

なお、共同保育に配置する職員に要する経費は、職種別に国が定める額等から本市が必要と認める額を、予算の範囲内で支払う。

職種	職員数	期間
施設長	1 名	3 か月～1 年
主任保育士	1 名	3 か月～1 年
保育士	2 名以上	3 か月～1 年
看護師	1 名	2 週間～2 か月
栄養士	1 名	2 か月
調理員	1 名	1 か月

② 保育の引継ぎ

- 私立化後の 1 年間を保育の引継ぎ期間とし、その期間に本市の配置する担当職員から、職務に応じて施設運営の助言、保育の支援及び助言、保育の継承等を受ける。また本市は、法人が安定した施設運営の基盤を築けるよう組織的な支援を行う。なお、本市の配置する担当職員と引継ぎの形態は次のとおりとする。

配置する担当職員	形態
(1) 施設専属配置職員 私立化対象施設の保育士であった者 2 名 (内 主任保育士相当職 1 名) (2) 定期的な訪問(適時) こども保育課指導研修担当者等	(1) 状況に応じて市の配置職員より保育支援及び助言を受け、保育を継承する。 (2) 指導研修担当者等による定期訪問、及び適時訪問により職務に応じて助言を受けたり、必要な協議を行ったりする。

③ 勤務の継続

- 開園準備・共同保育を行った移管先法人の職員は、原則として業務受託期間及び引継ぎ期間も継続して当該施設に従事し、安定した園運営の実現と継続に努めること。

④ 保育状況の公開

- 共同保育期間及び保育の引継ぎ期間に、保護者に対し保育見学会や法人との懇談会を行う機会を設ける。

(9) 保育の質の向上

法人は常に保育の質の向上を目指し、保育環境や保育内容に加え、一人ひとりの職員の資質向上及び職員全体の専門性の向上等に努めること。

① 第三者評価の受審

- 私立化後の保育所運営における課題を把握し、質の向上への支援を目的とした第三者評価機関の福祉サービス第三者評価を私立化後から早期に受審し、その後は、原則として 3 年に 1 度受審すること。
 また、第三者評価機関の選定及び契約内容については本市と協議し、初めて受審する際は、評価機関の訪問調査に本市職員を出席させること。

② 研修会への参加等

- 法人は職員に対し、保育に関する資質向上（知識・技能）を目的に、本市が実施する研修会等に積極的に参加させること。また、職員は研修で得た知識及び技能を他の職員と共有し、保育実践に生かすよう努めること。

③ 関係機関との連携

- 施設長、主任保育士、看護師、栄養士等については、積極的な情報の共有及び交換を行うこと。

④ 職員研修の計画的な実施

- 法人は常に職員の育成の観点をもって、初任者から管理職員までのそれぞれの職位や職務内容等を踏まえた体系的な職員の研修計画を作成し、実施に努めること。

(10) 保護者、市との連携

① 情報の提供

- 移管先法人は、円滑な施設の運営に向けた調整を市と行い、当該施設の保護者への情報の提供と周知に努めること。

② 三者協議会の設置

- 移管先法人決定後、保護者・移管先法人・市からなる三者協議会を設置し、私立化に伴う諸事項について協議し合意形成を図るとともに、解決すべき事項について協議し合意のもと対処する。

また、三者協議会は私立化後も当分の間存続させること。

(11) 災害、事故等への対策

① 重大事故発生時の対応マニュアル作成及び入所児童の安全確保のため必要な設備や体制の整備

② 侵入者等に備えた、警察等関係機関への通報訓練の実施

③ 緊急時の対応マニュアルや緊急連絡網の作成

④ 消防法に規定する防火管理者の設置

⑤ 防火管理者による防火及び避難に係る計画の作成と、月 1 回以上の訓練の実施

⑥ 地震、水害等を想定した対応マニュアルの作成と、必要な訓練の実施

⑦ 感染症やそれを予防する衛生管理マニュアルの作成と、衛生的な環境の整備

⑧ 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（厚生労働省）」に基づくアレルギー疾患への対応と、実施体制の整備

(12) その他

① 費用負担

- 費用負担は、三者協議会の協議事項とし、保護者同意のもとでの負担を原則とし、それ以上の負担を保護者に求めないこと。

8. 保育士等の採用

- 私立化対象施設である菊田第二保育所に現在勤務している会計年度任用等の保育士等が、移管後の新設保育所での就労を希望する場合は、積極的にその採用に努めること。

9. 運営委託経費等

- 移管後は、保育所の運営経費として、次に掲げる経費を本市は移管先法人に対して支払う。
 - (1) 子ども・子育て支援法附則第6条第1項に規定する委託費
 - (2) 「習志野市民間認可保育所運営費補助金交付要綱(資料6)」、
「習志野市延長保育等事業費補助金交付要綱(資料7)」、
「習志野市保育士処遇改善事業費補助金交付要綱(資料8)」及び
「習志野市保育士宿舍借り上げ支援事業費補助金交付要綱(資料9)」
に定める額
- ※ 補助金交付要綱は、今後、改正される場合がある。

10. 応募手続き

(1) 募集要項等の配布

① 期間

令和3年6月14日(月) から 令和3年7月16日(金) まで
ただし、日、土曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

② 場所

習志野市こども部こども政策課(習志野市役所 市庁舎2階)
※ 募集要項等は、本市ホームページからもダウンロード可能

(2) 募集要項等説明会

① 日時

令和3年7月9日(金) 午後1時30分から

② 場所

習志野市役所 市庁舎2階 会議室3

③ 参加申込方法

説明会への参加を希望する法人は、7月2日(金) までに、
法人名称、参加人数及び担当者連絡先を明記のうえ、FAXまたは
電子メールにより申し込むこと。

④ その他

説明会へは、本募集要項を持参すること。

(3) 参加意思表明書の受付

本募集に参加する場合は、「参加意思表明書（別紙1）」を提出すること。

期日までに参加意思表明書を提出しない事業者は、いかなる理由があっても今回の公募には参加できない。

※参加意思表明書の提出により、応募の義務が生じるものではない。

① 受付期間

令和3年7月9日（金） から 令和3年7月16日（金） まで

ただし、日、土曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

② 提出方法

習志野市こども部こども政策課（習志野市役所 市庁舎2階）へ持参、郵送（書留または簡易書留）または宅配すること。なお、郵送または宅配の場合は、締切日必着とする。

(4) 質問の受付、回答

募集要項等に関する質問は、「質問書（別紙2）」に内容を簡潔にまとめて記載のうえ、FAXまたは電子メールにより提出すること。なお、提出後は、電話にて着信の確認をすること。

① 受付期間

令和3年7月20日（火） から 令和3年7月30日（金） まで

② 回答方法

令和3年8月6日（金） 頃に、本市ホームページに公開する。

(5) 応募書類の受付

応募者は、「応募書類一覧（別紙3）」に記載した書類を以下のとおり提出すること。

① 受付期間

令和3年9月21日（火） から 令和3年9月30日（木） まで

ただし、日、土曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

② 提出方法

習志野市こども部こども政策課（習志野市役所 市庁舎2階）へ持参、郵送（書留または簡易書留）または宅配すること。

なお、郵送または宅配の場合は、締切日必着とする。

③ 提出部数

16部（正本1部、副本15部） ※副本はコピー可

④ その他

応募書類は、A4版2穴ファイル等に応募書類一覧の順に編冊し、区分ごとにインデックスを付すこと。また、ファイル等の表紙及び背表紙には、タイトルを「習志野市立菊田第二保育所移管先法人応募書類」とし、法人名称及び正本副本の別を表示すること。

※表示例

習志野市立菊田第二保育所移管先法人応募書類（正本） 社会福祉法人〇〇会

11. 選考方法

- 応募者については、次のとおり審査を行い、その審査結果に基づき移管先法人を決定する。なお、応募者がいない場合、または、審査の結果により全ての応募者が移管先法人として適当でないと判断した場合は、移管先法人の決定を行わない場合がある。

(1) 審査方法

① 一次審査（応募資格審査）

- ・ 本募集要項に規定する応募資格について、応募書類等により審査する。審査結果は、応募者に令和3年10月20日（水）頃に郵送により文書で通知する。

② 二次審査（書類・面接審査・公開プレゼンテーション）

- ・ 応募者のうち一次審査を通過した者に対し、「習志野市立大久保第二保育所及び菊田第二保育所移管先法人選考委員会」（以下、「選考委員会」という）による次の審査を行う。
- ・ 選考は、次の審査を踏まえ別に定める審査基準から総合的に判断して実施し、選考委員会における選考結果の報告を受け、市長が移管先法人を決定する。
- ・ 移管先法人の選定結果は、応募者に令和4年1月下旬まで郵送により文書で通知するとともに、市ホームページにおいて公表する。

ア 書類・面接審査・現地調査

別途指定する日時、場所において、応募書類の内容等に関する書類審査、面接審査（ヒアリング）及び現地調査（応募法人が運営している保育施設等の視察）を実施する。なお、面接審査における応募者側の出席者は、公開プレゼンテーションと同様とする。

イ 公開プレゼンテーション

選考委員会委員及び私立化対象施設等の保護者を対象に、応募者の保育に関する考え方、移管後の保育所の運営方針等について、プレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションは、令和3年12月中旬を予定しており、日時、場所等は別途通知する。応募者の出席者は、法人理事長または法人運営に係る理事、施設長予定者のほか、担当職員等の計3名以内とし、応募者から委託等されたコンサルタント等の事業者の出席は認めない。

なお、公開プレゼンテーションでは、保護者を対象にアンケートを実施し、当該結果を審査の参考とする。

③ その他

- ・ 応募者は選考委員会委員と当該案件の審査の公平性、公正性を害する接触を行ってはならない。不適切な接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。

12. スケジュール

日程	スケジュール
令和3年6月14日～令和3年7月16日	募集要項等の配布
令和3年7月9日	募集要項等説明会
令和3年7月9日～令和3年7月16日	参加意思表明書受付期間
令和3年7月20日～7月30日	質問の受付
令和3年8月6日頃	質問の回答
令和3年9月21日～9月30日	応募書類の受付
令和3年10月20日頃	一次審査結果通知
令和3年10月下旬～11月中旬	二次審査（書類・面接審査・現地調査）
令和3年12月中旬	二次審査（公開プレゼンテーション）
令和4年1月下旬	選定結果通知
令和4年度中	基本設計・保護者説明・近隣説明
令和5年4月～令和6年3月	施設整備工事・共同保育
令和6年4月	移管・開園

13. その他留意事項

(1) 費用負担

- ・ 応募に関し必要な一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 応募書類の変更の禁止

- ・ 受付期間終了後の応募書類の差替え及び再提出は原則として認めない。

(3) 追加資料の提出等

- ・ 審査にあたって確認が必要となった場合、追加資料の提出を求めるまたは、聞き取り、調査等を実施する場合がある。

(4) 提出書類の取扱い

- ・ 応募書類及び追加資料等の提出書類は返却しない。また、提案内容等（様式7）については、私立化該当施設の保護者に限っては、閲覧できることとする。さらに、習志野市情報公開条例に基づき、習志野市として第三者に公開する場合もある。

(5) 第三者の権利等

- ・ 応募書類の作成及びプレゼンテーション等にあたって、著作権等第三者の権利に関わるものの使用については、応募者の責任において処理すること。

(6) 失格事項

- ・ 応募者が次の要件に該当する場合は、失格とし審査の対象から除外する。また、移管先法人決定後に発覚した場合については、決定を取り消すことがある。この場合、既に要した費用等を本市は弁済しない。

- ① 提出書類に虚偽または不正があった場合
- ② 応募者及び応募者の関係者が、審査・選考等に対する不当な要求を行った場合
- ③ その他、不正な行為があった場合

(7) 計画の変更

- ・ 移管先法人として決定された後の応募計画の変更は、原則として認めないが、サービスの向上につながるものや、施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないもののみ、本市と協議のうえ、認める場合がある。

(8) 関係法令等の遵守

- ・ 児童福祉法
- ・ 児童福祉法施行令
- ・ 児童福祉法施行規則
- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
- ・ 保育所保育指針
- ・ (千葉県)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・ (千葉県)保育所設置認可に関する審査基準
- ・ (千葉県)保育所設置認可等に関する要綱
- ・ 習志野市民間認可保育所運営費補助金交付要綱
- ・ 習志野市延長保育等事業費補助金交付要綱
- ・ 習志野市保育士処遇改善事業費補助金交付要綱
- ・ 習志野市保育士宿舎借り上げ支援事業費補助金交付要綱
- ・ 習志野市立保育所私立化ガイドライン

※各法令等は、それぞれ今後改正される場合がある。

14. 担当・問合せ

(1) 担当課

習志野市こども部こども政策課 担当：三代川・清水

(2) 所在

習志野市鷺沼2丁目1番1号 習志野市役所 市庁舎2階

(3) 郵送先

〒275-8601 習志野市鷺沼2丁目1番1号 習志野市こども政策課宛

(4) 電話番号

047-451-1151（内線433）

(5) ファクシミリ番号

047-453-5512

(6) 電子メールアドレス

kodomokikaku@city.narashino.lg.jp